

# 平成 26 年度(平成 25 年分)から実施される主な税制改正

## 給与所得控除の上限設定

給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除については、245 万円の上限が設けられました。

### 改正前

給与等の収入金額	給与所得金額
10,000,000円以上	給与等の収入金額×0.95－1,700,000円



### 改正後

給与等の収入金額	給与所得金額
10,000,000円以上	給与等の収入金額×0.95－1,700,000円
15,000,000円以下	
15,000,000円超	給与等の収入金額－2,450,000円

## 個人住民税(市・都民税)の均等割税率の改正

「東日本大震災からの復興に関し地方自治体を実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成 23 年法律第 118 号)の施行に伴い、個人住民税(市・都民税)の均等割りの額が変更となります。

均等割は通常年額 4,000 円(市民税 3,000 円、都民税 1,000 円)ですが、この法律の施行に伴い、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間、臨時的な措置として、市民税、都民税がそれぞれ年額 500 円引き上げとなり、合計で年額 5,000 円(市民税 3,500 円、都民税 1,500 円)となります。

### 改正前

市民税	都民税	年税(合計)
3,000円	1,000円	4,000円



### 改正後 (平成 26 年度から令和 5 年度まで)

市民税	都民税	年税(合計)
3,500円	1,500円	5,000円

# 「ふるさと寄附金」にかかる特例控除額の改正

平成 25 年分から復興特別所得税が創設されたことに伴い、平成 26 年度から令和 20 年度までの間、「ふるさと寄附金（都道府県又は市区町村に対する寄附金）」に係る個人住民税の寄附金控除について、特例控除分の算定に用いる限界税率に、復興特別所得税（100 分の 2.1）を乗じて得た率で算出することとなりました。

## ふるさと寄附金による寄附金控除額の算出方法

【改正前】H25 年度（24 年分）まで

### 基本控除分

$$\textcircled{1} = (\text{ふるさと寄附金の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% \text{《市民税 6\%、都民税 4\%》}$$

↑ ※総所得金額等の 30% を限度

### 特別控除分

$$\textcircled{2} = (\text{ふるさと寄附金の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{【90\% - 寄付者に適応される所得税の限界税率】}$$

① + ② の合計 = 税額控除額

図 1

【改正後】H26 年度（25 年分）から

### 基本控除分

$$\textcircled{1} = (\text{ふるさと寄附金の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% \text{《市民税 6\%、都民税 4\%》}$$

↑ ※総所得金額等の 30% を限度

### 特別控除分

$$\textcircled{2} = (\text{ふるさと寄附金の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times \left[ (90\% - \text{寄付者に適用される所得税の限界税率}) \times 1.021 \right]$$

↑ 図 1

② + ② の合計 = 税額控除額

復興特別所得税（2.1%）の開始にともない、変更となった部分。

図 1（所得税の限界税率）

課税総所得金額 — 人的控除差調整額	税率
～1,950,000円	5%
1,950,001円～3,300,000円	10%
3,300,001円～6,950,000円	20%
6,950,001円～9,000,000円	23%
9,000,001円～18,000,000円	33%
18,000,001円～	40%

# 給与支払い報告書の電子データによる提出義務の創設

基準年(前々年)の提出すべき枚数が1,000枚以上であった法定調書について、e-Taxまたは光ディスク等による提出が義務付けられました。(平成26年1月1日以後に提出する法定調書から適用)

国税においてe-Taxまたは光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられた事業所等については、地方税法による給与支払い報告書の提出についても同様にeLTAXまたは光ディスク等による提出が義務付けられました。

《参考》

義務付け開始

平成24年	平成25年	平成26年 (基準年:平成24年)	平成27年 (基準年:平成25年)
<p>《国税》 給与等の源泉徴収票 1,100枚提出</p>	<p>《国税》 給与等の源泉徴収票 700枚提出</p>	<p>《国税》 給与等の源泉徴収票 900枚提出</p> <p>↓</p> <p>《地方税》 給与支払報告書のeLTAXまたは光ディスク等による提出義務 《義務あり》</p>	<p>《国税》 給与等の源泉徴収票 1,400枚提出</p> <p>↓</p> <p>《地方税》 給与支払報告書のeLTAXまたは光ディスク等による提出義務 《義務なし》</p>

eLTAX 利用につきましては、パソコン環境、e-mail アドレス、電子証明書等の事前準備が必要です。事前準備や利用届出、操作方法、その他 eLTAX に関する詳細なお問い合わせにつきましては、eLTAX ホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページ:<http://www.eltax.jp>

eLTAX ヘルプデスク(8:30~21:00)※土日祝日・年末年始を除く

・0570-081459(全国一律市内通話料金)

・045-759-3931(通常通話料金)※IP電話やPHSの場合

光ディスク等により提出する場合には、提出期限の3か月前までに「給与支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書」の提出が必要です。

光ディスク等による提出、その他本チラシ等につきましては以下へお問い合わせください。

福生市役所課税課市民税係(8:30~17:15)

※水曜日は20:00まで。土曜日の12:00~13:00および日曜・祝日・年末年始を除く

・042-551-1610(ダイヤルイン)